

令和6年3月19日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高 井 康 之
(公印省略)

介護保険施設等運営指導マニュアルの一部改正について（通知）

平素は本会事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本医師会より通知がありました。

今般、関係事務連絡等が発出されたことに伴い、介護保険施設等運営指導マニュアルの別添3「各種加算・減算適用要件等一覧」について、所要の改正が行われたとのことです。

改正内容の主な概要につきましては、添付資料の一覧に纏められておられますので、ご参照ください。また、改正された別添3「各種加算・減算適用要件等一覧」については、下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。

なお、今般の改正は、前回の一部改正通知（R4.12.28 老健局長通知：介護保険最新情報 Vol.1120）以後に発出された事務連絡等に基づいて、更新が必要な部分を改正するものであり、令和6年度報酬改定に基づく一部改正通知については、改めて発出されるとのことです。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、会員医療機関へご周知賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

○介護保険最新情報 Vol. 1211

介護保険施設等運営指導マニュアルの一部改正について（通知）

(R6.3.11 老発0311 第5号 厚生労働省老健局長通知)

※マニュアル改正箇所の添付省略

厚生労働省ホームページ「介護保険最新情報掲載ページ」参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kou_reisha/index_00010.html

(参考) 厚労省ホームページ「介護保険施設等運営指導マニュアルについて」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kou_reisha/shidou/index.html

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737